

(別紙)

「改正された個人情報保護条例のポイント」

(条文は要旨であり原文通りではないものもある。太字は積極的に評価できるもの。)

2023年3月

1 改正後の条例の名称など

「法律・国のガイドライン等」 個人情報の保護に関する法律施行条例 (サンプル)

- 「神奈川県」 神奈川県個人情報の保護に関する法律施行条例
2022年12月19日成立、附則除き14条 個人情報保護審査会条例、個人情報保護条例廃止条例、情報公開条例改正が同時成立
- 「横浜市」 **横浜市個人情報の保護に関する条例**
2022年12月23日成立、附則除き17条 情報公開条例改正が同時成立
- 「横須賀市」 横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例
2022年12月14日成立、附則除き16条 情報公開条例改正が同時成立
- 「逗子市」 **逗子市個人情報の保護に関する条例**
2022年11月15日成立、附則除き16条
- 「川崎市」 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
2022年12月15日成立、附則除き24条 情報公開条例改正が同時成立
- 「鎌倉市」 **鎌倉市個人情報保護条例**
2022年12月26日成立、附則除き20条
- 「相模原市」 相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例
2022年12月23日成立、附則除き13条 情報公開条例と公文書管理条例の改正が同時成立
- 「藤沢市」 藤沢市個人情報保護法施行条例
2022年12月15日成立、附則除き11条
- 「葉山町」 葉山町個人情報保護法施行条例
2023年2月成立、附則除き8条

2 目的規定

「法律・国のガイドライン等」

「…デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み…行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」(1条)

「神奈川県」、「横浜市」、「横須賀市」「川崎市」「相模原市」「藤沢市」「葉山町」

規定なし（法の目的規定が適用される）

「逗子市」 「…日本国憲法第 13 条の個人の尊重の理念に基づき個人情報を保護することが必要不可欠であることに鑑み、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的人権を擁護するとともに、個人の権利利益を保護するため…」（1 条）

「鎌倉市」 「…個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護が必要不可欠であることにかんがみ、市が保有する本人の個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項その他個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。」（1 条）

3 個人情報ファイル簿・登録簿

「法律・国のガイドライン等」

個人情報ファイル簿の作成公表義務（75 条）、1000 人未満の者は除外するなど、例外が多い

「神奈川県」「藤沢市」「葉山町」 規定なし（法の個人情報ファイル簿の作成公表が適用）

「横浜市」 法により個人情報ファイル簿の作成公表+ファイル簿の対象外のものも含め個人情報取扱事務の届出、閲覧（4 条）

「横須賀市」 法により個人情報ファイル簿の作成公表+ファイル簿の対象外のものも含め個人情報取扱事務の届出、閲覧、ただし例外多い（3 条）

「逗子市」 法により個人情報ファイル簿の作成公表+ファイル簿の対象外のものも含め個人情報取扱事務の届出、閲覧（3 条）

「川崎市」 法の個人情報ファイル簿（一部除く）の届出、審議会への報告（5 条）+ファイル簿の対象外のものについて業務の届出、審議会への報告（6 条）（閲覧なし）

「鎌倉市」 法により個人情報ファイル簿の作成公表+ファイル簿の対象外のものも含め個人情報取扱事務の届出、閲覧（3 条）

「相模原市」 法により個人情報ファイル簿の作成公表+ファイル簿の対象外のものも含め保有個人情報取扱事務登録簿の作成、閲覧（4 条）

4 審議会への諮問等

「法律・国のガイドライン等」

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法 129 条）。

（ガイドライン、Q&A）

例えば、（諮問できる場合として）以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合があります。

「神奈川県」(14 条)

次に該当する場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき

個人情報の取扱いにあたり、個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合

個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合

個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な措置を講ずる場合

「横浜市」(9 条)

- ・ 個人情報取扱事務の届出につき報告、審議会は意見を述べることができる (4 条 4 項)
- ・ 次の事項について報告する
委託、学術研究機関の提供、特別の理由による提供、個人情報ファイル簿記載事項・変更・削除、匿名加工情報の提案に記載する事項
そのほか個人情報の保護に関し必要と認める事項について報告することができる
審議会は意見を述べることができる (5 条)
- ・ 個人情報の適切な取扱いの確保、番号法に基づく事項を行う
諮問に応じ、個人情報の保護に関する重要な事項を審議
個人情報の保護に関し必要と認める事項について調査審議し、意見を述べる (9 条)
- ・ 部会として第三者評価委員会の設置 (10 条)

「横須賀市」(14 条)

- ・ 次に掲げる事項について諮問に応じ調査審議すること
条例の改正（軽易なものを除く）又は廃止に関すること
法 66 条 1 項の規定（注：安全管理のこと）により講じる措置の基準に関すること
市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること
法またはこの条例の施行に係る重要事項に関すること
- ・ 特定個人情報保護評価についての意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること
- ・ この条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること

「逗子市」(13 条 2 項)

- ・ 次に掲げる事項について意見の求めに対し、調査審議し意見を述べること

条例の改正（軽易なものを除く）又は廃止に関すること

法 66 条 1 項の規定により講じる措置の基準に関すること

市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること

特定個人情報保護評価に関する…特定個人情報ファイルの取扱いに関すること

- ・ 法及びこの条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること

「川崎市」(22 条)

次に掲げる場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき

条例の規定を改正し又は廃止しようとする場合

地域の特性に応じた個人情報の保護に関する施策を実施しようとする場合

実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

「鎌倉市」(12 条)

法 3 章 3 節施策を講ずる場合その他次に該当する場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき

条例を改正し又は廃止しようとする場合

法 66 条 1 項の規定により講じる措置を講じようとする場合

実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

「相模原市」(11 条)

次に該当する場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき

条例を改正し、又は廃止しようとする場合

法 66 条 1 項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

「藤沢市」(9 条 2 項、10 条)

・ 次に該当する場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき

この条例の規定を改正し又は廃止しようとする場合

個人情報に関する条例を制定改廃する場合

法 66 条 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- ・ 特定個人情報保護評価に関する…意見を聴くものとされる事項
- ・ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての諮問

「葉山町」(8 条)

次に該当する場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき

条例を改正し又は廃止しようとする場合

法 66 条 1 項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

5 開示請求等

「法律・国のガイドライン等」

a 決定までの期限 開示請求があった日から 30 日以内 (83 条 1 項)

b 決定期限の延長 決定期限から 30 日以内 (83 条 2 項)

c 訂正請求、利用停止請求は開示を受けた場合のみできる (開示請求前置) (90 条 1 項等)

「神奈川県」

a 開示請求があった日から 15 日以内 (2 条)

b 規定なし→法律により決定期限から 30 日以内 (開示請求があった日から 45 日以内)

c 開示請求前置なし (5 条、6 条)

「横浜市」「藤沢市」

いずれも規定なし→法律の規定による

「横須賀市」

a 開示請求があった日から 14 日以内 (4 条 1 項)

b 決定期限から 30 日以内 (4 条 2 項)

c 規定なし→法律により開示請求前置

「逗子市」

a 開示請求があった日の翌日から 6 日以内 (4 条 1 項)

b 決定期限から 23 日以内 (4 条 2 項)

c 開示請求前置なし (7 条 1 項)

「川崎市」

a 開示請求があった日から 14 日以内 (10 条 1 項)

b 決定期限から 30 日以内 (10 条 2 項)

c 開示請求前置なし (13 条、16 条)

「鎌倉市」

a 開示請求があった日から 15 日以内 (4 条 1 項)

b 決定期限から 30 日以内 (4 条 2 項)

c 規定なし→法律により開示請求前置

「相模原市」

a 開示請求があった日から 15 日以内 (4 条 1 項)

b 決定期限から 30 日以内 (4 条 2 項)

c 規定なし→法律により開示請求前置

「葉山町」

a 開示請求があった日から 15 日以内（4 条 1 項）

b 決定期限から 15 日以内（4 条 2 項）

c 規定なし→法律により開示請求前置

6 その他

○開示手数料 方向性としてはすべてでこれまで通り→請求は無料、実費を徴収

ただし、横浜市は電磁的記録の複製の場合、「記録媒体の費用のほか、1 ページごとに 10 円を加算した額」などを手数料とし（12 条、別表）、実質的に大きな値上げになっている

○年一回運用状況を公表 全ての条例にあり

○逗子市（12 条）、川崎市（20 条）は独自の救済機関である個人情報保護委員を維持

○補助的文書の適用除外の解消

神奈川県と相模原市では、これまで「文書作成補助のために一時的に作成した電磁的記録」を対象文書から除外する規定を置いていたが、そのような規定はなくなり、法律が適用されることによりこうした適用除外はなくなった。あわせて情報公開条例については同旨の規定（県条例では 3 条 1 項 3 号）を削除し適用除外をなくした。